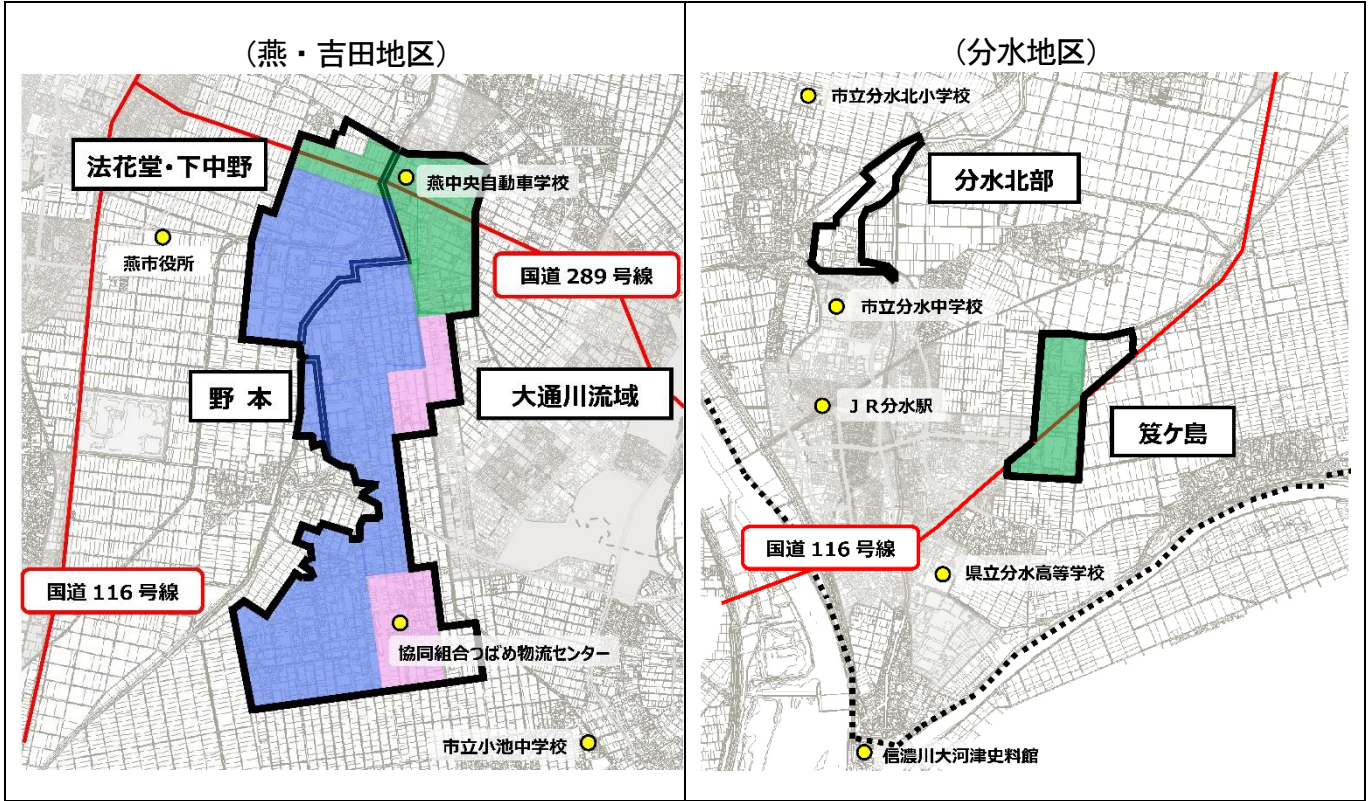


地域未来投資促進法に基づく工場立地特例対象区域について

1. 対象区域（太枠線内）



(甲種区域) ピンク色＝準工業地域、無色＝無指定地域 / (乙種区域) 青色＝工業専用地域、緑色＝工業地域

2. 環境施設面積率および緑地面積率

上記の対象区域においては、以下の面積率が適用されます。

区域	区域の範囲	環境施設面積率 (うち、緑地面積率)
甲種区域	法律に規定する工場立地特例対象区域のうち、 準工業地域及び用途無指定地域	100 分の 15 以上 (100 分の 10 以上)
乙種区域	法律に規定する工場立地特例対象区域のうち、 工業地域及び工業専用地域	100 分の 10 以上 (100 分の 5 以上)